

# 市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例申請書

和泉市長 あて

年 月 日提出

<b>申請者</b>	<b>所在地 (住所)</b>			<b>特別徴収 指定番号</b>		<b>法人番号</b>	
	<b>名称 (氏名)</b>		<b>担当者 氏名</b>			<b>電話番号</b>	

地方税法第 321 条の5の2(法第 328 条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例申請について承認を申請します。

<b>特例の適用を受けようとする税額</b> ※納期限を過ぎた分は適用できません。	_____年_____月 以後の市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額にかかる納入税額					
<b>申請の日前 6 か月間における 各月末の給与の支払いを受ける者の人員数 (当該事業所の総人員) 及び 各月の支払金額</b>  ※外書きは臨時勤務者にかかるもの	<b>対象年月</b>	<b>総人員数</b>	<b>給与の支払額</b>	<b>対象年月</b>	<b>総人員数</b>	<b>給与の支払額</b>
	年 月	外 人 人	外 円 円	年 月	外 人 人	外 円 円
	年 月	外 人 人	外 円 円	年 月	外 人 人	外 円 円
	年 月	外 人 人	外 円 円	年 月	外 人 人	外 円 円
現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由 (詳細に記入)						
申請日前 1 ヶ年以内に納期の特例についてその承認を取り消しされたことがある場合については、その年月日					年 月 日	

(注意) 1. 申請書の書き方については、「納期の特例申請についての注意事項」をごらんください。

2. 申請書提出先：大阪府和泉市府中町二丁目 7 番 5 号 和泉市役所市民税担当 TEL：0725-99-8108 (直通) FAX：0725-40-2308

<b>処理欄</b>	処理区分	却下の理由
	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 却下	

# 納期の特例申請についての注意事項

## 1. 市・府民税特別徴収税額の納期の特例の制度について

①この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者の要件

**給与の支払いを受ける者の人数(従業員の総人員数)が常時10人未満であること**

※「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということですが、多忙な時期等において臨時に雇用した者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満ということです。

②この特例の規定の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

③承認を受けた場合には、次に掲げるとおりに納入することになります。

税額を徴収した期間	納入期限
6月分から11月分まで	<b>12月10日</b>
12月から翌年5月分まで	<b>6月10日</b>

※退職所得に係る特別徴収税額についても同じです。

※納入期限が土日祝日にあたる場合は、その翌日が納入期限になります。

④承認を受けた特別徴収義務者は、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅延なく、市長に届け出なければなりません。

⑤承認の取消があったり、又は上記④に該当した場合には、③に規定する税額を徴収した期間のうち、当該取り消し又は届出の属する月分以前の各月割額は、その取消又は届出の日の属する翌月の10日までに納入しなければなりません。

## 2. 申請書の書き方

↓適用開始を希望する年月を記入。必ず納期限内の年月を記入ください。

特例の申請を受けようとする税額 ※納期限を過ぎた分は適用できません。	_____年_____月 以後の市・府民税特別徴収税額にかかる納入税額					
申請の日前6か月間における 各月末の給与の支払いを受ける者の人員数 (当該事業所の総人員) 及び 各月の支払金額	対象年月	総人員数	給与の支払額	対象年月	総人員数	給与の支払額
	年 月 外 人 外 円	人	円	年 月 外 人 外 円	人	円
	年	申請から過去6ヶ月間の従業員の総人員数と給与の支払額を記入。省略不可。				円
年 月 外 人 外 円	年 月 外 人 外 円	人	円	年 月 外 人 外 円	人	円
現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由 (詳細に記入)	該当する場合は記入。					
申請日前1ヶ年以内に納期の特例についてその証人を取り消しされたことがある場合については、その年月日	年 月 日					

滞納や著しい納入遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認の受けましても、滞納したり、納入遅延をいたしますと、この特例の承認を取消することがあります。